

## 役職員報酬規定

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人新潟県フードバンク推進協議会（以下「当会」という。）の役職員の報酬の基準について定めることを目的とする。

### (報酬及び費用の支給)

第2条 当会は、常勤及び非常勤にかかわらず、不労の役職員報酬は一切支給しない。ただし、労働の対価として職務に応じた時給換算報酬、旅費等の実費は支給することができる。

### (補則)

第3条 この規程の実施及び適用等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附則

1 この規程は、令和7年2月18日から施行する。(令和7年1月30日設立総会決議)

#### 2 職務対価時給

(1)事業決済責任者（理事長級）	3,000円以内/時間（日額24,000円以内）
(2)業務統括責任者（事務局長級）	2,500円以内/時間（日額20,000円以内）
(3)業務部門責任者（理事・会計等）	2,000円以内/時間（日額16,000円以内）
(4)その他有償ボランティア（職員）	1,500円以内/時間

#### 3 旅費交通費

(1)車両燃料費	35円/km以内
(2)高速料金及び駐車場代	実費
(3)公共交通機関	実費
(4)宿泊費	実費